

前日の状況で対応を判断できる場合、事前に学校の対応について連絡します。

府中市立若松小学校における災害時の登下校に関する対応方針について【改訂】

【地震の災害対応】

1 震度5弱以上の地震が発生した場合 ※気象庁の発表

(1) 児童・生徒が在宅中に震度5弱以上の地震が発生した場合

- 学校から連絡があるまで、自宅待機又は、安全な場所に避難してください。

(2) 登下校中に震度5弱以上の地震（これまでに経験したことの大きい揺れを感じるような地震）が発生した場合

- 自宅か学校の近い方に避難してください（自宅に保護者等が不在の場合は、学校）。ただし、通学路の状況により、登校や自宅まで戻ることが困難な状況が想定されます。その場合には、文化センター等の公共施設や、被害の少ない商店（大型店等も含む）、子ども緊急避難の家など、人が集まり共助が可能な場所へ避難してください。

- 学校に戻った児童・生徒は、保護者への引き渡しとする。

※登下校中に地震が起きたらどうするか、ご家庭で話し合いをお願いします。

(3) 登校した後に震度5弱以上の地震が発生した場合

- 学校は児童・生徒の安全を確保した上で、保護者等に引き渡しを行います。保護者等が迎えに来るまで児童・生徒は学校で預かります。

※ 大地震発生時には、通信障害により学校からお知らせが届かないことも想定されます。学校から連絡がない場合も、府中市で震度5弱以上の地震が発生した場合には、保護者が学校へ引き取りに行くことになることをご承知おきください。

【台風等の災害対応】 ※必ず学校から対応の連絡をします。

1 気象庁から府中市に暴風警報 又は、暴風特別警報が発表されている場合の対応

【全ての市立小・中学校33校】

- 午前6時30分以降、学校は、保護者に学校の「臨時休業」又は「登校時間の変更」等について連絡します。なお、スマート連絡帳については、通信が混雑し、学校からの連絡が届きにくくなる場合があります。その際は、学校ホームページや市教育委員会ホームページもあわせてご確認ください。
- 登校した後に、府中市に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、学校で児童・生徒の安全を確保します（学校待機となります）。ただし、警報解除が長引くなど、学校での待機が難しくなった場合は、保護者等への引き渡しを行います。

2 多摩川の水位上昇に伴う対応 ※防災気象情報は、令和8年5月以降、警戒レベルを付して発表されます。

(1) 府中市が警戒レベル3高齢者等避難を発令している場合

① 浸水想定区域内の13校

【府中第三小学校、府中第八小学校、住吉小学校、矢崎小学校、小柳小学校、南白糸台小学校、四谷小学校、南町小学校、日新小学校、府中第三中学校、府中第六中学校、府中第八中学校、府中第九中学校】

- 午前6時30分以降、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

② ①以外の20校

- 午前6時30分以降、学校は、保護者に「浸水想定区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。(スマート連絡帳、学校ホームページ、市教委ホームページ)

・メール内容(例)

浸水想定区域に居住する児童(生徒)は、保護者の方と安全な場所に避難してください。ただし、保護者等と一緒に避難できない場合は、登校させて構いません。

(2) 府中市が警戒レベル4避難指示を発令している場合

【全ての市立小・中学校33校】

- 午前6時30分以降、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。(スマート連絡帳、学校ホームページ、市教委ホームページ)

3 土砂災害(特別)警戒区域に府中市が警戒レベル4避難指示を発令している場合の対応

① 土砂災害(特別)警戒区域に含まれる2校

【府中第五小学校、府中第十小学校】

- 午前6時30分以降、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。(スマート連絡帳、学校ホームページ、市教委ホームページ)

② ①以外の31校

- 午前6時30分以降、学校は、保護者に「土砂災害(特別)警戒区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。

・メール内容(例)

土砂災害(特別)警戒区域に居住する児童(生徒)は、保護者等と安全な場所に避難してください。ただし、保護者等と一緒に避難できない場合は、登校させて構いません。

【線状降水帯の発生等の災害対応】※必ず学校から対応の連絡をします。

1 気象庁から府中市に気象防災速報(極端な気象の悪化等)が発表された場合の対応

※線状降水帯の発生など、今後、警報や市の避難情報が発令される可能性が高い場合を想定

【全ての市立小・中学校33校】

- 午前6時30分以降、学校は、保護者に学校の「臨時休業」又は「登校時間の変更」等について連絡します。(スマート連絡帳、学校ホームページ、市教委ホームページ)

【保護者による登校の判断について】

学校が臨時休業でない場合であっても、安全を第一に考え、保護者の判断で、登校を遅らせたり、自宅待機させたりすることもできます。その場合は、遅刻や欠席にはなりません。

【交通機関の計画運休等による休校について】

計画運休が実施される場合であっても、計画運休のみをもって臨時休業となるものではありません。ただし、教職員の出勤が著しく困難となり、教育活動の実施が難しいと判断される場合には、例外的に「登校時間の変更」や「臨時休業」等の対応を行うことがあります。